

令和4年度 たつの市放課後児童クラブ 入会募集要項

たつの市では、保護者の仕事や病気などの理由により、授業終了後の家庭において、保育を受けられない小学生（全学年）を対象に、適切な保護及び育成を図ることを目的として、放課後児童クラブを開設しています。

入会を希望される児童の保護者の方は、入会申請書及び必要書類を提出してください。

なお、申請にあたっては、本募集要項を熟読し、内容について承諾の上、申請してください。

※令和3年度在籍の児童についても、令和4年度の入会にあたり改めて申請が必要です。

小宅第1・小宅第2放課後児童クラブについて

小宅第2放課後児童クラブは、校舎増築工事に伴い、令和4年12月末（予定）まで旧小宅保育所に開設しています。（小宅第1放課後児童クラブは現行場所で開設）

これに伴い、令和4年度は、小宅放課後児童クラブとして受付し、地区及び児童数により調整し、通所クラブ（小宅第1または小宅第2）を決定します。

1 受付日時 令和3年12月13日（月）～令和4年1月14日（金）

	時間	場所
平日	8時30分～17時15分	社会教育課（たつの市役所新館3階）
	13時～18時	各放課後児童クラブ

※受付期間終了後は、定員に空きがある場合、随時、先着順で受付します。

※入会許可通知書又は入会却下通知書の発送は、2月下旬を予定しています。

- 入会資格** 次のいずれにも該当する児童
(1)市内小学校の児童
(2)保護者等同居家族（学生、65歳以上の方を除く）が仕事や長期療養などの理由で常時、保育を受けられない児童
(3)本募集要項記載事項及び入会のきまりを順守できる方
- 保育内容** 支援員や友だちと遊びや運動・学習などを楽しみながら行います。
子どもたちが自主的に学習活動を行える環境づくりを行うとともに、基本的な生活習慣を身につける援助等を図りながら放課後を過ごします。
- 開会期間** 令和4年4月1日～令和5年3月31日
※新1年生も4月1日から入会することができます。
- 休会日** 日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～翌年1月3日
- 保育時間**

(1)授業のある日	授業終了後～19時
(2)授業のない日（夏休み、振替休日等）	8時～19時
(3)土曜日	8時～18時

※18時以降及び土曜日は、利用者がある場合のみ開所します。
※18時以降及び土曜日は、事前に申込み、認められた場合のみ利用できます。
- 土曜日の利用** 小宅第2、新宮、神部、御津第2放課後児童クラブに集約して開設します。
※仕事により保育ができない場合に限りです。（行事参加やレジャー等は不可）
※事前に申込み、認められた場合にのみ利用できます。
※利用する週の水曜日（祝日の場合は火曜日）までに申し出が必要です。
※利用者数により、小宅第2放課後児童クラブ等へ集約する場合があります。
- 警報発表時の対応** 午前7時の時点でたつの市に警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）又は特別警報が発表されている場合、児童クラブは開所しません。ただし、午前11時までに解除された場合は、午後1時から開所します。
児童登校後に警報が発表された場合、児童クラブは開所しません。
また、警報発表の有無にかかわらず、保護者引き渡し（訓練を含む）となった場合、児童クラブは開所しません。

- 9 保育料 月額8,000円（ただし、8月は10,000円）
 ※兄弟等、同一世帯に2人以上が同月に同時に通所している場合、2子目以降の保育料は、半額となります。
 ※当月15日（土日祝の場合は翌平日）に口座振替により納付していただきます。
 なお、月の途中での入・退会の場合も1か月分の保育料となります。
 ※他におやつ代等が月1,000円程度、保険料が年額800円必要です。
 ※生活保護世帯、就学援助適用児童の保護者は、保育料の減免措置を受けることができます。（入会后、申請が必要です。）
 ※令和3年度以前の保育料に滞納がある場合は、新年度の入会を許可しません。また、許可決定後も、2月分、3月分の保育料を滞納した場合は、許可を取り消します。
 ※保育料を滞納した場合、休会若しくは退会していただきます。
- 10 定員 各児童クラブで、入会希望者が最低定員（4名）に満たない場合は開設できません。なお、定員を大幅に超える申込みがあった時は、後日、選考により入会者を決定する場合があります。
- 11 入会申請 (1)申請書の家族構成欄は、本人以外の同居家族全員を書いてください。
 (2)申請書には、申請時において学生、65歳以上の方を除く同居家族全員の保育できないことを証明する書類（就労証明書、診断書、民生委員確認書等）を添付してください。
 (3)兄弟等2人以上で申し込む場合も、申請書類は児童ごとに提出してください。
 ※就労証明書を本人又は家族が証明する場合は、民生委員の確認が必要です。但し、就労先が法人（株式会社・有限会社等）の場合は、民生委員の確認は不要です。
 ※就労証明書は、本市児童クラブ所定様式の他、内閣府と厚生労働省が定めた標準的な様式（簡易版）や本市幼稚園・保育所・こども園用の様式でも可能です。
 ※就労証明書の事業所押印を省略することができます。その場合、代表者氏名その他、担当者氏名、記載者連絡先の記載が必要です。
 ※申請書は、延長利用、土曜日利用申込みも兼ねています。延長利用、土曜日利用を申し込む場合は、必要性が確認できる就労証明書の提出が必要です。
 ※入会申請書類は、社会教育課のほか、放課後児童クラブ、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校でも配布しますので、お問い合わせください。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- 12 注意事項 (1)放課後児童クラブは学校と違い、勉強を教える場ではありません。
 (2)児童の安全を考え保護者の送迎を必要とします。
 (3)放課後児童クラブは義務教育ではありません。児童が放課後児童支援員の指導を聞かなかつたり、他の児童に迷惑をかけたりにして集団生活（保育）に不適当と認められる場合は退会していただく場合があります。

特別支援が必要な児童の入会について

集団生活が可能であり、現行の児童クラブの施設及び設備で対応が可能な場合は、入会できます。
 支援員は、医療行為は行えません。
 申請書に身障者手帳等の種類、支援学級入学の予定等を記入してください。
 なお、児童クラブでの生活や支援内容についてご不明な点がございましたら、事前にご相談ください。

13 各クラブ
電話番号

【小学校内で開設しているクラブ】

名称	電話番号	名称	電話番号
龍野	63-3341	香島	77-1870
小宅第1	63-0660	新宮	75-5507
揖西東	66-3270	越部	75-5455
揖西西	66-3220	半田	72-7206
揖保	67-2155	神部	72-7208
蒼田	62-9909	御津	079-322-0912
神岡	65-0028		

【小学校外で開設しているクラブ】

名称	所在地	電話番号
小宅第2	旧:小宅保育所	62-3636
西栗栖	旧:西栗栖幼稚園	78-0347
東栗栖	東栗栖コミュニティセンター	75-0039
河内	河内コミュニティセンター	72-7738

【たつの市放課後児童クラブ入会のきまり】

放課後児童クラブでは、児童が自主的に学習活動を行える環境づくり、基本的な生活習慣を身につける援助等を行っています。学校生活の延長ではなく、児童が家庭と同じ雰囲気できつろいだ時間を過ごす場所です。授業終了後、クラブに来て着替えをし、持ち物の片付けをした後、宿題をしたり遊んだりして保護者のお迎えを待ちます。

1 送り迎えについて

- ①お迎えは必ず午後6時（延長利用の方は午後7時）までにお願いします。車で送迎する際は、安全にご留意ください。
- ②授業のない日は午前8時以降にクラブに送ってください。開所時刻午前8時をお守りください。
- ③保護者または保護者の指定する者でない方、未成年者の送迎は原則としてできません。
- ④欠席される場合は、必ず事前にクラブへ連絡してください。（FAXでも可）
支援員は授業のある日は午後1時から、授業のない日は午前8時から勤務しています。
- ⑤授業終了後、児童が無断で帰宅することのないよう、本人に十分ご指導ください。

2 健康管理について

児童の体調が悪い場合は、無理をさせず、自宅で見てあげてください。緊急を要する時は、緊急連絡先に連絡させていただきますので、できるだけ早くお迎えができますようご協力願います。

流行性疾患の場合は回復するまで休んでください。※インフルエンザ等で学級閉鎖となった場合、対象となっている学級児童は自宅待機となります。（臨時休業となる場合を除き保育料の返金はありません。）

3 事故・けが等について

放課後児童クラブ中に発生した児童の事故やけがについては、加入していただく傷害保険で対応します。ただし、児童が故意にクラブ施設等を破損した場合、費用は保護者に負担していただきます。

4 休会・退会について

休・退会される場合は必ず前月20日までにクラブに休・退会届を提出してください。月の途中で、休・退会されても当月分の保育料は納付いただきます。休会は1か月単位で3か月までとなります。4か月以上続く場合は退会となります。（4か月以上の休会の継続はできません。）

5 昼食について

授業のない日、給食のない日は、昼食・飲料を必ず持たせてください。熱湯を使用するインスタント食品等は持たせないでください。

6 宿題について

宿題等学習する時間は設けますが、勉強を教える場所ではないため、学習指導についての過度な要望は承りません。また宿題の最終チェックは、各家庭でお願いします。

7 用意していただくもの

- ①コップ（割れないもの） ②手ふきタオル（ぶら下げられるひも付き） ③着替え
- ④その他（各クラブで説明をします） ※持ち物には必ず名前を書いておいてください。

8 入会にあたってのお願い

- ①基本的な生活習慣を身につけさせてください。
 - ・あいさつや返事ができる。
 - ・自分の持ち物の整理整頓、後片づけができる。
 - ・友達と仲良く遊べる。
 - ・注意されたことを素直に聞ける。
- ②集団生活ですので、決まりを守れるようによく指導してください。支援員の指導が聞けない、他の児童に迷惑をかけたり、故意にけがをさせたりする等、集団生活に不相当と認められる場合は退会していただきます。

申請書提出先・お問い合わせ先

たつの市教育委員会社会教育課

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005-1

TEL (0791) 64-3180 / FAX (0791) 63-3883